

公示案参照条文目次

一 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）（抄）	1
二 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄）	2
三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	2

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）（抄）

（指定養殖業の許可）

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（漁業法の準用）

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章（第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項ただし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。）及び第百三十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、「船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）」と、同条第四項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第五十八条の二第二項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の

量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同条第三項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、「次に掲げる」とあるのは「現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした」と、「次の順序に従つて」とあるのは「当該許可において定められた水産動植物の量について」と、同条第四項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した船舶の隻数」とあるのは「公示した総量」と、同項第一号中「船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。第六項において同じ。）の申請者別隻数」とあるのは「水産動植物の申請者別の量」と、同法第六十条第三項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と、同法第六十三条第一項中「第三十五条（休業の届出）、第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、」とあるのは「漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、」とあるのは「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」とあるのは「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄）（一部改正政令施行後）

（指定養殖業の指定）

第一条 内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（内水面漁業の振興に関する法律第三十条等による読替え後の条文）

（指定養殖業の許可の制限又は条件）

第三十四条 農林水産大臣は、内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益上必要がある

と認めるときは、指定養殖業の許可に制限又は条件を付けることができる。

(公示)

第五十八条 農林水産大臣は、指定養殖業の許可をする場合には、第五十九条の規定による場合を除き、当該指定養殖業につき、あらかじめ、内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定養殖業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量(以下単に「総量」という。)及び許可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の許可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、一の指定養殖業につきその許可をしても内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定養殖業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

5 水産政策審議会は、前項の公示に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

(公示に基づく許可等)

第五十八条の二 前条第一項の規定により公示した許可を申請すべき期間内に許可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 前項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の量の合計が前条第一項の規定により公示した総量を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により許可をしなければならない申請に係る水産動植物の量の合計が前条第一項の規定により公示した総量を超える場合において、その申請のうち現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申

請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならない。

(許可の有効期間)

第六十条 指定養殖業の許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の指定養殖業については同一の期日に満了するようにしなければならない。

3 農林水産大臣は、内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。